

<報道発表資料>

令和8年3月2日
京都市産業観光局農林振興室

「京都市ノメイガ類竹林被害緊急対策事業補助金」の 募集開始

京都市では、物価高騰等の影響を踏まえ、タケノコを生産販売している農業者等を対象に、シナチクノメイガをはじめノメイガ類による竹林被害の防除に必要な機械・機器等及び薬剤の購入に係る経費を支援する「京都市ノメイガ類竹林被害緊急対策事業補助金」を創設し、対象事業を募集します。

【募集概要】

- 補助対象者 次の要件を全て満たす方
 - 1 認定農業者*又は認定新規就農者もしくは農業者団体（農家3戸以上を含む団体）
 - ※ 事業実績報告時点で、京都市内に営農地があって、京都市長、京都府知事、近畿農政局長、農林水産大臣のいずれかによる認定を受けている方を対象とします。
 - 2 京都市内で所有権又は使用収益権を有する竹林面積が30a以上の方
 - ※ 農業者団体については、団体構成員が所有権又は使用収益権を有する竹林の合計が30a以上とします。

- 補助事業 竹林のノメイガ類の防除に必要な機械・機器等及び薬剤の購入
 - 1 機械・機器等の購入
 - (1) 薬剤散布に必要な機械・機器等
動力噴霧機、薬剤タンク、薬剤散布ノズル、防護服 等
 - (2) 発生予察に資する機械・機器等
誘蛾灯、配電盤 等
 - ※ 10万円以上の機械・機器等を購入する場合は、2者以上の業者の価格比較が必要です。
 - ※ 中古の場合は、残耐用年数がおおむね3年以上のものに限ります。
 - ※ レンタル・リースは対象外です。
 - 2 薬剤の購入
エスマルクDF（ただし、事業実施期間中にノメイガ類防除を目的としてタケノコへ使用可能な農薬の登録適用が拡大された場合は、この限りではありません。）

- 補助率 4／5以内

- ※ 補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、申請受付を終了いたします。
- ※ 他の補助金との重複申請はできません。

- 補助事業の実施期間 令和8年3月2日（月）～令和9年1月31日（日）
- 申請期間 令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）※必着
- 申請方法 窓口、郵送又は電子メール

以下のホームページより申請用紙をダウンロードできます。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000350377.html>



【申請先・問い合わせ先】

北部農業振興センター

京都市北区紫野東御所田町 33-1 北区役所 2 階

Tel 075-366-2010 Fax 075-366-2453

Mail hokubunogyo@city.kyoto.lg.jp

担当区域 北区、上京区、左京区(花脊、広河原、久多地域除く)、中京区、右京区(京北地域除く)

南部農業振興センター

京都市伏見区鷹匠町 39-2 伏見区役所 3 階

Tel 075-585-3202 Fax 075-574-7213

Mail nanbunogyo@city.kyoto.lg.jp

担当区域 東山区、山科区、下京区、南区、伏見区

南部農業振興センター洛西分室

京都市西京区大原野東境谷町二丁目 1-2 西京区役所洛西支所 2 階

Tel 075-323-7321 Fax 075-323-7350

Mail nanbunogyo@city.kyoto.lg.jp

担当区域 西京区

京北・左京山間部農林業振興センター

京都市右京区京北周山町上寺田 1-1 京北合同庁舎内

Tel 075-852-1817 Fax 075-852-1827

Mail keihokunourin@city.kyoto.lg.jp

担当区域 右京区京北地域、左京区花脊・広河原・久多地域

<報道機関からのお問合せ先>

京都市産業観光局農林振興室

Tel 075-222-3351